

311子ども 甲状腺がん 裁判NEWS

VOL. 1
2022.06.10



公式HP



発行元  311甲状腺がん子ども支援ネットワーク

「311子ども甲状腺がん裁判」第一回口頭弁論が5月26日、東京地裁で開かれました。
法廷では1時間あまり原告弁護団と原告の意見陳述が行われました。



東京地裁前での入廷行進の様子

第1回 口頭弁論

意見陳述を終えて

原告2さん



自分の言葉で、自分の気持ちをしっかりと裁判官の方達に伝えることができたこと、意見陳述という貴重な場を設けていただけたこと、とても嬉しく思います。甲状腺がんになって、悔しかったこと、やりきれなかった気持ちがどんどん込み上げてしまい途中、言葉を詰まらせてしまいましたが、最後まで意見陳述をする

ことができました。また傍聴席の抽選に約200人近くいらしていたと後から知り、驚きました。その後に行われた報告集会では、事前に練習した意見陳述の音声を流してくださったと聞き、大変嬉しく思います。私の気持ちを、少しでも感じ取っていただけたら幸いです。今回は、私の意見陳述でしたが、他の原告さんたちも私とは違う苦しいこと、辛いこと、たくさん経験されていると思います。次回の口頭弁論期日にも、傍聴席の数は限られています但ぜひ足を運んでいただけたらと思います。

目次

原告意見陳述……P2~4
第1回口頭弁論期日を迎えて
井戸謙一弁護団長……P5

弁護団が法廷で訴えたこと……P6~7
ここが知りたい!「甲状腺がん」とは?……P7
今後の日程/カンパのお願いほか……P8



原告の意見陳述(全文)

元の体に戻りたい

原告2さん



あの日は中学校の卒業式でした。友だちと「これで最後なんだねー」と何気ない会話をして、部活の後輩や友だちとデジカメで写真をたくさん撮りました。そのとき、少し雪が降っていたような気がします。地震が来た時、友だちとビデオ通話で卒業式の話をしていました。最初は、「地震だ」と余裕がありましたが、ボールペンが頭に落ちてきて、揺れが一気に強くなりました。「やばい！」という声が聞こえて、ビデオ通話が切れました。「家が潰れる。」揺れが収まるまで、長い地獄のような時間が続きました。

原発事故を意識したのは、原発が爆発した時です。「放射能で空がピンク色になる」そんな噂を耳にしましたが、そんなことは起きず、危機感もなく過ごしていました。3月16日は高校の合格発表でした。地震の影響で電車が止まっていたので中学校で合格発表を聞きました。歩いて学校に行き、発表を聞いた後、友達と昇降口の外でずっと立ち話をして、歩いて自宅に戻りましたが、その日、放射線量がとても高かったことを私は全く知りませんでした。

甲状腺がんは県民健康調査で見つかりました。この時の記憶は今でも鮮明に覚えています。その日は、新しい服とサンダルを履いて、母の運転で検査会場に向かいました。検査は複数の医師が担当していました。検査時間は長かったのか。短かったのか。首にエコーを当てた医師の顔が一瞬曇ったように見えたのは気のせいだったのか。検査は念入りでした。私の後に呼ばれた人は、すでに検査が終わっていました。母に「あなただけ時間がかかったね。」と言われ、「もしかして、がんがあるかもね」と冗談めかしながら会場を後にしました。この時はまさか、精密検査が必要になるとは思いませんでした。

精密検査を受けた病院にはたくさんの人がいま

した。この時、少し嫌な予感がしました。血液検査を受け、エコーをしました。やっぱり何かおかしい。自分でも気づいていました。そして、ついに穿刺吸引細胞診をすることになりました。この時には、確信がありました。私は甲状腺がんなんだと。

私の場合、吸引する細胞の組織が硬くなっていたため、なかなか細胞が取れません。首に長い針を刺す恐怖心と早く終わってほしいと言う気持ちが増すなか、3回目ようやく細胞を取ることができました。10日後、検査結果を知る日がやってきました。あの細胞診の結果です。病院には、またたくさんの方がいました。結果は甲状腺がんでした。ただ、医師は甲状腺がんとは言わず、遠回しに「手術が必要」と説明しました。その時、「手術しないと23歳までしか生きられない」と言われたことがショックで今でも忘れられません。

手術の前日の夜は、全く眠ることができませんでした。不安でいっぱい、泣きたくても涙も出ませんでした。でも、これで治るならと思い、手術を受けました。手術の前より手術の後が大変でした。目を覚ますと、だるさがあり、発熱もありました。麻酔が合わず、夜中に吐いたり、気持ちが悪く、今になっても鮮明に思い出せるほど、苦しい経験でした。今も時折、手術や、入院、治療の悪夢を見ることがあります。手術の後は、声が枯れ、3ヶ月くらいは声が出にくくなってしまいました。

病気を心配した家族の反対もあり、大学は第一志望の東京の大学ではなく、近隣の大学に入学しました。でも、その大学も長くは通えませんでした。甲状腺がんが再発したためです。大学に入った後、初めての定期健診で再発が見つかって、大学を辞めざるをえませんでした。「治っていなかったんだ」「しかも肺にも転移しているんだ」と

てもやりきれない気持ちでした。「治らなかった、悔しい。」この気持ちをどこにぶつけていいかわかりませんでした。「今度こそ、あまり長くは生きられないかもしれない」そう思い詰めました。1回目で手術の辛さがわかっていたので、また同じ苦しみを味わうのかと憂鬱になりました。手術は予定した時間より長引き、リンパ節への転移が多かったので傷も大きくなりました。1回目と同様、麻酔が合わず夜中に吐き、痰を吸引するのがすごく苦しかった。2回目の手術をしてから、鎖骨付近の感覚がなくなり、今でも触ると違和感が残ったままです。

手術跡について、自殺未遂でもしたのかと心無い言葉を言われたことがあります。自分でも思ってもみなかったことを言われてとてもショックを受けました。手術跡は一生消えません。それから常に、傷が隠れる服を選ぶようになりました。

手術の後、肺転移の病巣を治療するため、アイソトープ治療も受けることになりました。高濃度の放射性ヨウ素の入ったカプセルを飲んで、がん細胞を内部被曝させる治療です。1回目と2回目は外来で治療を行いました。この治療は、放射性ヨウ素が体内に入るため、まわりの人を被ばくさせてしまいます。病院で投薬後、自宅で隔離生活をしましたが、家族を被ばくさせてしまうのではないかと不安でした。2回もヨウ素を飲みましたが、がんは消えませんでした。

3回目はもっと大量のヨウ素を服用するため入院することになりました。病室は長い白い廊下を通り、何回も扉をくぐらないといけない所でした。至る所に黄色と赤の放射線マークが貼ってあり、ここは病院だけど危険区域なんだと感じました。病室には、指定されたもの、指定された数しか持ち込めません。汚染するものが増えるからです。病室に、看護師は入って来ません。医師が1日1回、検診に入ってくるだけです。その医師も被ばくを覚悟で検診してくれると思うととても申し訳ない気持ちになりました。私のせいで誰かを犠牲にできないと感じました。

薬を持って医師が2、3人、病室に来ました。薬は円柱型のプラスチックケースのような入れ物に入っていました。薬を飲むのは、時間との勝負です。医師はピンセットで白っぽいカプセルの薬を取り出し、空の紙コップに入れ、私に手渡します。医師は即座に病室を出ていき、鉛の扉を閉めるとスピーカーを通して、扉越しに飲む合図を出します。私は薬を手持っていた水と一緒にいっきに飲み込みました。飲んだ後は、扉越しに口の中を確認され、放射線を測る機械をお腹付近にかざされて、お腹に入ったことを確認すると、ベッドに横になるように指示されます。するとスピーカー越しに医師から、15分おきに体の向きを変えるように指示する声が聞こえてきました。食事は、テレビモニターを通じて見せられ、残さずに食べられるか確認し、汚染するものが増えないように食べられる分しか入れてもらえません。

その夜中、それまではなんともなかったのに、急に吐き気が襲って来ました。すごく気持ち悪い。なかなか治らず、焦って、ナースコールを押しましたが、看護師は来てくれません。ここで吐いたらいけないと思い、必死でトイレへ向かいました。吐いたことをナースコールで伝えても吐き気どめが処方されるだけでした。時計は夜中の2時を回り、よく眠れませんでした。

次の日から、食欲が完全に無くなり、食事ではなく、薬だけ病室に入れてもらうことのほうが多かったです。2日目も1、2回吐いてしまいました。私は、それまでほとんど吐いたことがなく、吐くのが下手だったため、眼圧がかかり、片方の目の血管が切れ、目が真っ赤になっていました。扉越しに、看護師が目の状態を確認し、目薬を処方してもらいました。病室から出られるまでの間は、気分が悪く、ただただ時間が過ぎるのを待っていました。

病室には、クーラーのような四角い形をした放射能測定装置が、壁の天井近くにありました。その装置の表面の右下には数値を示す表示窓があり私が近づくと数値がすごく上がり、離れるとまた

数値が下がりました。こんなふうには3日間過ぎついに病室から出られる時が来ました。パジャマなど身につけていたものは全て鉛のゴミ箱に捨てロッカーにしまっていた服に着替えて、鉛の扉を開け、看護師と一緒に長い廊下といくつもの扉を通過して、外に出ました。治療後は、唾液がでにくいという症状に悩まされ、水分の少ない食べ物が飲み込みづらくなり、味覚が変わってしまいました。この入院は、私にとってあまりにも過酷な治療でした。二度と受けたくありません。

そんな辛い思いをしたのに、治療はうまくいきませんでした。治療効果が出なかったことは、とても辛く、その時間が無駄になってしまったとも感じました。以前は、治るために治療を頑張ろうと思っていましたが、今は「少しでも病気が進行しなければいいな」と思うようになりました。病気になる前から、将来の夢よりも、治療を最優先してきました。治療で大学も、将来の仕事につなげようとしていた勉強も、楽しみにしていたコンサートも行けなくなり、全部諦めてしまいました。でも、本当は大学を辞めたくなかった。卒業しなかった。大学を卒業して、自分の得意な分野で就職して働いてみたかった。新卒で「就活」を試してみたかった。友達と「就活どうだった？」とか、たわいもない会話をしたりして、大学生活を送ってみたかった。今では、それは叶わぬ夢になってしまいましたが、どうしても諦めきれません。

一緒に中学や高校を卒業した友達は、もう大学を卒業し、就職をして、安定した生活を送っています。そんな友達をどうしても羨望の眼差しでみてしまう。友達を妬んだりしたくないのに、そういう感情が生まれてしまうのが辛い。病院に行っても、同じ年代の医大生とすれ違うのがつらい。同じ年代なのに、私も大学生だったはずなのにと感じてしまう。通院のたび、腫瘍マーカーの「数値が上がってないといいな」と思いながら病院に行きます。でも最近では毎回、数値が上がっている。「何が悪かったのか」「なぜ上がったのか」とやるせない気持ちになります。

体調もどんどん悪くなっていて、肩こり、手足が痺れやすい、腰痛があり、すぐ疲れてしまいます。薬が多いせいか、動悸や一瞬、息が詰まったような感覚に襲われることもあります。また、手術をした首の前辺りがつりやすくなり、つると痛みが治まるまでじっと耐えなくてはなりません。自分が病気のせいで、家族にどれだけ心配や迷惑をかけてきたかと思うととても申しわけない気持ちです。もう自分のせいで家族に悲しい思いはさせたくありません。

もとの身体に戻りたい。そう、どんなに願っても、もう戻ることはできません。この裁判を通じて、甲状腺がん患者に対する補償が実現することを願います。

原告と弁護団の陳述は、311甲状腺がん子ども支援ネットワークHPからダウンロードできます



第1回口頭弁論期日を迎えて



弁護団長 井戸謙一

2022年5月26日午後1時、東京地裁前で311子ども甲状腺がん裁判の入廷行進が始まりました。無数のカメラのシャッターが押され、歩道からあふれんばかりの人たちからの拍手が鳴り響きました。午後1時40分から始まった傍聴券の抽選では、27席の一般傍聴券を得るために226人の人々が行列に並ばれました。

午後2時から始まった法廷では、原告代理人5名が入り代わりたち代わり、合計45分間にわたって訴状の内容を説明しました。その一部を紹介すると、本件の実質的な争点は、福島原発事故と原告らの甲状腺がんの因果関係であること、甲状腺がんの危険因子の第1は被ばくであること、小児甲状腺がんは本来年間100万人に1～2人しか発症しない極めてまれな疾患であること、それが福島県では、福島原発事故後の11年間で当時の約38万人の子どもの中から約300人も発症していること、これらのことから被告が他の原因の存在を立証しない限り、原告らの甲状腺がんの原因は福島原発事故であると認められるべきこと等です。他方、被告東京電力の答弁書は、乏しいデータを根拠に、福島の子もたちはわずかの被ばくしかしていないと断定し、UNSCEAR(国連科学委員会)の報告書などを根拠に、原告らに被ばくを原因とする甲状腺がんが発症するはずがないとする内容の薄いものでした。

そのあと、原告の一人、20代の女性(「原告2さん」)がパーテーションの中で16分間にわたって意見陳述をしました。その原稿は、この1か月間、弁護士と繰り返した対話の中で封印していたつらかった思い出を少しずつよみがえらせ、それを約4000字の言葉に紡いだものでした。中学3年の時に福島原発事故に遭遇し、高校生の時に甲状腺がんの宣告を受け、手術をしなければ23歳まで生きられないと言われて甲状腺の片葉を切除したのに、再発し、全摘となり、過酷なRAI治療も受けた。それでも良ならず、肺への転移も指摘さ

れており、体調不良が続いている。せっかく入った大学は中退し、人生の夢はかなえられなくなった。以前はがんを直したいと思ったが、今ではこれ以上進行しないことを願っている。元の身体には戻れない。せめて、甲状腺がん患者に対する補償を実現してほしいと、原告2さんは、抑えた口調で時折涙ぐみながら、しっかりと読み上げました。被害者の体験に基づく語りは圧倒的な力で法廷を支配し、水を打ったように静まり返った法廷のあちらこちらから嗚咽の音が聞こえ、身を乗り出して聞いていた裁判官の目も赤くなっていました。終了後、原告代理人が、裁判所に対し、次回以降も他の5名の原告本人の意見陳述を順次実施するよう申し入れたところ、事前には反対していた東京電力の代理人は、原告2さんの意見陳述の余韻の中で反対することができず、裁判所の判断に従うと述べるのが精一杯でした。

終了後の記者会見ではたくさんの立ち見が出るほど記者が詰めかけ、熱心な質疑応答がなされました。しかし、翌日の新聞では、ほとんど報道がなされませんでした。事前にTBSの「報道特集」がこの裁判の特集を放映したことに對し、「被ばくによって甲状腺がんが発症したというのはデマである」との激しいバッシングがなされたため、他の大手メディアは腰が引けてしまったものと思われる。この日の原告2さんの意見陳述は、福島原発事故によって健康被害を受けた住民が初めて声を上げた歴史的な出来事です。これを報道できないようでは、メディアの存在意義はないと言っても過言ではありません。

マスコミが機能しないのなら、私たちはミニコミ、口コミ等によって、この裁判のことを幅広い市民に伝え、若者たちの被ばく被害の現実を社会的な認識にしていかなければなりません。それが、勇気をもって意見陳述をした原告2さんの思いに応えることであり、また甲状腺がん罹患した多くの若者たちの期待に応えることでもあります。引き続き、熱いご支援をお願いいたします。

弁護団が法廷で訴えたこと

「県民健康調査」

とがんの多発

弁護士 田辺保雄



県民健康調査で今では300人を超える甲状腺がんが見つかったのに、いまだに県も東電も事故との因果関係を認めていません。その「県民健康調査」の不当性を説明しました。県民健康調査の甲状腺検査を県立医大が行っているわけですが今の制度では、いったん経過観察となると、その後は保険診療に移行したとして、県民健康調査の枠から外れてしまい、経過観察中に甲状腺がんを発症しても、カウントされません。

それだけでなく、県民健康調査以外のきっかけで医療機関を受診し、そこで甲状腺がんが見つ

った患者も、同様にカウントされません。そもそもが杜撰な制度設計だったのです。また、1巡目検査が終わったところで、検討委員会は福島県を4つの地域に分けて、そこに発症率の有意差がないとしてしまったのです。これは、地域によって受診時期に差が生じたためであることが指摘されていたのですが、検討委員会は、杜撰な評価を押し通しました。さらに2巡目検査の結果、4つの地域区分で線量による発症率の差が見えることが分かった途端、検討委員会は、突如、地域区分をUN SCEARにあわせるとして変更しました。

こうした態度はおよそ科学的とは言えません。検討委員会が因果関係を否認する理由は、いずれも不合理です。そもそも県立医大の執刀医である鈴木眞一氏は、一貫して過剰治療がないことを明言しています。今後、こうした点が大きな争点となることが予想されます。

裁判官に当たり前の
判断をしてほしい

弁護士 中野宏典



福島第一原発事故による被ばくが、小児甲状腺がんの原因である——事故後の福島における病気の多発を見れば、そのことは常識的に分かりそうなのに、このこと（「因果関係」といいます）がこの裁判の大きな争点になっています。

東電側の弁護士は、裁判官に、この常識的に思える判断が、専門的でさも難しいものであるかのように印象付けようとしています。裁判官が「難しくよく分からない」と思えば、立証責任（原則として原告側にあると考えられています）に基づいて、原告側が敗訴することになるからです。

しかし、「放射性物質の拡散」と「病気の多発」

という目に見える事象から因果関係を認めていこうというのは「疫学（えきがく）」という科学的な方法です。これには、統計的な知識は必要ですが、決して「難しくよく分からない」というほどではありません。裁判を始めるに当たって、まずこのことを理解してもらい、被告のいう難しい話に惑わされないでほしいということを伝えることが私たち弁護団の意図でした。

「疫学」によって因果関係が認められた例は、過去の公害訴訟でたくさんあります。それらを紹介し、裁判官に「科学」に臆さず、しっかりとした判断をするように求めました。

原告たちから見れば、「どうしてこんな当たり前のことが分かってもらえないのか」という思いもあるかもしれません。そのことでさらに傷つくこともあるでしょう。その傷が少しでも和らぐよう、今後とも支援をしていただきたいと思います。

原告の被害とは何か

弁護士 熊澤美帆



私の意見陳述は、「穏やかな生活を奪われ、長い人生の喜びを奪われた」、そんな若い原告6人の被害を裁判官に分かりやすく訴えることが目的でした。裁判官を含めて法律家は、「過去の被害」や「通院慰謝料」など形式的に考えがちです。しかし、原告たちの被害はそれにとどまりません。原告たちは60年、70年と治療を続け、体調不良、再発・転移の不安と一生戦い続けるのです。

「10代、20代」、皆さんは、裁判官は、何をしていましたか？夢に向かって過ごしていたり、友達や恋人とかけがえのない日々を過ごしていたのではないのでしょうか。原告たちは、突然、原発事故によって甲状腺がんになり、治療、手術、体調不良のために、すべてを犠牲にしてきました。大学を中退したり、会社をやめなければいけなくな

ったり。友だちが青春を過ごし、夢を叶えていく姿を目の当たりにしながら、耐えて耐えて過ごしてきたのです。「結婚相手や家族は、受け入れてくれるのか」、「住宅ローンを組めず、家も買えないのではないか」。原告たちの未来には、いつも甲状腺がんがつきまといます。苦しみを抱えているのは、原告たち自身だけではありません。家族は、治療に苦しみ、不安を抱える原告たちを心配し、付き添い、なんとかしてあげたい、と毎日考えています。そして、原告たちはそんな家族を思い、「これ以上、家族に心配をかけたくない」と心を痛めています。今回の期日で、原告のお一人が意見陳述をしてくれました。聴いていて涙が止まりませんでした。改めて、勇気を出して話してくれて、ありがとう。

一人一人に、歩んできた人生があり、これからの人生があります。それぞれが、何に苦しみ、何を不安に思い、何を悔しいと思うのか。裁判所には知ってほしいと思います。裁判所が東京電力の責任を認めることは、原告たちが生きていく希望に、社会を変える力になるのです。

ここが知りたい！「小児甲状腺がん」とは？ (OurPlanet-TV 白石草)

小児甲状腺がんは、年100万人に1~2人程度しか発症しない希少ながんです。チェルノブイリ原発事故後に急増し、放射線とのがんとの因果関係が国際的に認められました。こうした教訓を受け、福島原発事故後、福島県では事故当時18歳以下だった子ども38万人を対象に甲状腺検査を開始しました。検査費用は、資源エネルギー庁が782億円と東京電力が150億円を支出して積み立てた「福島県民健康管理基金」から充てられています。

この検査により、甲状腺がんと診断されたのは昨年(2021年)9月までに273人。227人が手術を受け、226人ががんと確定しています。検査結果から漏れている患者も含めると、300人もの患者がいることがわかっています。



美しい歌声に♪ 引き込まれた支援集会

バンドウーラ奏者 カテリーナさん



口頭弁論の最中、日比谷コンベンションホールで、支援集会を開催しました。200席の会場は、駆けつけてくださった支援者で満席！ハプニングがあり、カテリーナさんはマイクを使わずに、ウクライナの子守唄『幸せの鳥』でコンサートを開始。65本も弦があるバンドウーラ（ウクライナの民族楽器）の抑揚ある響きとカテリーナさんの金の糸のような美しい歌声に魅了されました。流暢な日本語で、生後1月でチェルノブイリ原発事故がおき、原発から2.5kmの町から移住していたため差別にあったこと、移り住んだ日本で2度目の原発事故を経験したこと、戦禍にある母国ウクライナへの思いを語ってくれました。「戦争のない、原発のない、平和な青い空がありますように」との願いを込め、最後の締めくくりは『翼をください』。参加者は心を深く震わせ、会場全体が祈りに包まれました。（司会 木本さゆり）

今後の日程

第2回口頭弁論 2022年9月7日（水）14:00～東京地裁

原告の意見陳述が予定されています。裁判の盛り上がり、判決を左右します。ぜひ東京地裁にお集まりください。傍聴席には人数の制約がありますが、日比谷コンベンションセンター大ホールにて報告集会を行います。

第3回口頭弁論 2022年11月9日（水）11:30～東京地裁（原告の意見陳述が予定されています）

第4回口頭弁論 2023年1月25日（水）11:30～東京地裁（原告の意見陳述は認められていません）

裁判を支えてください

署名活動

原告全員の意見陳述と大法廷での審理を実現するために署名にご協力ください。

ご寄付(カンパ)

長期の裁判を闘うために、財政支援をお願いします。寄せられたご寄付は交通費などの経費および調査・翻訳・意見書作成などの訴訟費用に充てられます。

賛同団体になる

賛同団体に登録し、この裁判を支える輪を広げてください。ホームページから登録できます。

311子ども甲状腺がん裁判 寄付振込先

●郵便振替

記号:00170-7 番号:393240

口座名: 3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク

●ゆうちょ銀行

店番:〇一九支店 当座預金 口座番号:0393240

口座名: 3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク

●城南信用金庫

九段支店 普通預金 口座番号:355663

口座名: 3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク

●Ready for 継続寄付(月額支援)

※クレジットカード決済となります

クレジットカードによる継続寄付(月額支援)はこちら→

銀行からお振込みの際は

info@311support.netまでお知らせください。



311子ども甲状腺がん裁判

【発行元】311甲状腺がん子ども支援ネットワーク 【発行日】2022年6月10日
〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号四谷タワー8階 さくら共同法律事務所内
【TEL】03-6384-1158(平日:午前10時～午後5時) 【FAX】03-6384-1121
【E-mail】 info@311support.net 【HP】https://www.311support.net/



このニュースレターは原告が企画・デザインしています